

# 小倉北区役所 広告掲出 仕様書

## 1 事業形態

広告取扱事業者（以下、事業者とする。）1社による、下記小倉北区役所庁舎内の広告掲出枠（モニター等での画像・映像の放映）の一括買い切りとする。

## 2 掲出場所の施設概要

所在 地 小倉北区役所（北九州市小倉北区大手町1番1号）

庁舎概要 東棟地上8階建て、西棟地上7階建て

利用者数 職員数：約1,600人、来庁者数：約900人／日（概算）

特 徴 待ち時間が生じた場合、来庁者には市民ロビー等でお待ちいただいているため、庁舎の注目度の高い場所にモニターを設置することで、来庁者の目を十分に引き、高い広告効果が期待できる。

## 3 広告枠の掲出場所

掲出場所 小倉北区役所 東棟1階（市民ロビー等）

掲出位置は、別紙「広告掲出位置図」を参照。

## 4 媒体の規格・数量

モニター等は、原則、下記のサイズ以上とし、設置位置・規格の詳細については、市と協議して決定する。

| 掲出エリア       | 媒体の規格・数量  |
|-------------|---|
| ①市民課等待合スペース | 天井吊り型モニター(呼出番号表示モニター付近)<br>55インチ3台                  |
| ②総合案内付近     | 据え置き型2段モニター<br>43インチ1台（同サイズの「庁内行事案内モニター」と2段スタンドで設置） |
| ③北玄関正面付近    | 据え置き型2段モニター<br>32インチ1台（同サイズの「庁内行事案内モニター」と2段スタンドで設置） |

※モニターのサイズ・形態・数量等については、案内サイン等の館内標示の妨げにならないよう、変更が生じる場合あり。

## 5 媒体の調達・設置工事

- ・モニター等の広告媒体の設置にあたっては、市の指示に従って電気工事、壁面及び天井の補強工事等を実施する。
- ・モニター等調達・設置は、事業者が費用を負担して行う。
- ・設置期日は、令和8年4月1日とする。

## 6 掲出内容・条件等

- 「広告」及び「区が指定する行政情報（以下、「行政情報」とする。）」の映像（動画・静止画）を放映する。
- 全放映時間のうち、「行政情報」の映像を1／4以上放映する。
- 「広告」と「行政情報」が混同されないよう、民間企業等の「広告」については、「広告」や「これはCMです。」等のはっきりとわかるテロップを入れる。
- 音声については、区の判断で音量を調整することを前提に、無音（ミュート）でも放映できるものとする。
- 「行政情報」の映像については、市が提供した素材データをもとに、事業者が、広告のデータと併せて放映できる状態に加工・編集する。編集後のデータについて、必ず放映前に市のチェックを受けること。
- 放映時間は、原則、市役所開庁日の8時～17時15分とする。
- 放映回数、回転数、更新頻度については、区と事業者が協議の上、決定する。
- 原則として、エリア毎の全てモニターで、同時に同一の内容を放映する。
- モニターの電源は、タイマーで自動的にON/OFFができるようにする。
- 「庁舎行事案内モニター」は、下記の条件を満たすものとする。
  - ・1日単位での表示とする。
  - ・案内件数が多い場合は、自動的に画面が切り替わること。
  - ・365日、24時間、1分単位でのタイマー設定ができること。
  - ・専用ノートパソコンで行事名や場所、時間などを入力するだけで、簡単に行事案内が作成でき、USBメモリースティック等でモニターへの情報入力ができること。
  - ・一度で最大1年分のデータ入力ができ、タイムリーに情報更新できること。
  - ・専用のノートパソコン及びアプリケーション「microsoft.NET Framework3.5（同等品以上）」は事業者が準備すること。
  - ・操作説明マニュアルを準備すること。
- 広告映像の制作費は事業者が負担する。また、掲出に係る電気代は、事業者が

負担する。

○その他、広告掲載の範囲は、「北九州市広告掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」、「北九州市屋内広告事業実施要領」によるものとする。

## 7 掲出期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ただし、5年を超えない範囲で更新可とする。

なお、掲出期間中であっても、レイアウト変更等により、やむを得ず、本広告事業を中止することがある。

### ■募集に関する問い合わせ先

小倉北区役所総務企画課庶務係（担当：中村、飯田）

所在地：北九州市小倉北区大手町1番1号

電話：（093）582-3301 FAX：（093）581-5496

### ■広告事業全般に関する問い合わせ先

北九州市財政・変革局市政変革推進室（担当：柳井、山田（諭））

所在地：北九州市小倉北区城内1番1号

電話：（093）582-2160 FAX：（093）582-2176